

お気軽にお電話してください。

無料でんわ
相談室

2月25日(火)・26日(水)

午前10時→午後4時

神戸 078-222-2710

芦屋 0797-32-2550

加古川 079-425-2520

※電話が混みあっている場合は、どちらに電話
いただいても構いません

芦屋支部

神戸支部

長田支部

明石支部

灘支部

兵庫支部

須磨支部

加古川支部

ホームページで「近畿税理士会」の詳しいご案内を
ご覧いただけます。

近畿税理士会

検索

<https://www.kinzei.or.jp>

近畿税理士会
兵庫県第1支部連合会

申告相談は、税理士へ。

2月23日は「税理士記念日」

2月23日は「税理士記念日」。これは税理士法の前身である税務代理士法が昭和17年2月23日に制定されたことに由来しています。記念日にあたり、税理士業務をもっと知っていただくために、2日間の電話相談を開設します。所得税、法人税、贈与税、相続税、消費税などなど、税に関するどんなご質問にも無料でお答えします。お気軽にご相談ください。

こんな時は、税理士さんに聞いてみよう。

定額減税って何？

103万円の壁って？

ふるさと納税
したけど申告は
必要？

相続した
空き家を売却
したけど、
特例あるの？

医療費控除は
どんな支払いが
いけるの？

インボイスの
登録事業者は、
申告も必要なの？

ドル・金を
売ったけど
申告は必要？

暗号資産を
始めたけど
申告は必要？



©税理士会広報キャラクター
「にちぜいくん」

お気軽にご相談ください！

● 税理士は、税務に関するスペシャリストです。

● 税金の相談は税理士以外の者が行うことはできません。「にせ税理士」にはくれぐれもご注意ください。

● 信頼のマーク・税理士バッジや税理士証票を携帯しています。

● 職務上知り得た秘密を守る義務があります。安心してご相談ください。